



# 2024(令和6)年度 労働行政のとりくみ

働きがいのある香川  
ひとりひとりが輝く未来のために



# INDEX

<b>第1</b>	<b>香川労働局における行政運営にあたって</b> .....	01
<b>第2</b>	<b>企業の人材確保に向けた支援</b> .....	02
1	中小企業等に対する人材確保の支援 .....	02
2	多様な人材の活躍と魅力ある職場づくり .....	03
(1)	誰もが働きやすい職場環境の整備 (多様な働き方、働き方・休み方改革) .....	03
(2)	ハラスメント防止対策 .....	04
(3)	安全で健康に働くことができる環境づくり .....	05
(4)	仕事と育児・介護の両立支援 .....	09
(5)	多様な人材の就労・社会参加の促進 .....	11
(6)	就職氷河期世代、多様な課題を抱える若年者・新規学卒者の支援 .....	13
3	非正規雇用労働者の処遇改善等 .....	14
(1)	非正規雇用労働者の処遇改善・正社員化を行う企業への支援 .....	14
(2)	ステップアップを目指す非正規雇用労働者等に対する 求職者支援制度による支援 .....	14
4	リ・スキリング等の推進 .....	15
(1)	リ・スキリングによる能力向上支援 .....	15
5	成長分野等への労働移動の円滑化 .....	16
<b>第3</b>	<b>賃金の引上げに向けた支援</b> .....	18
1	事業場内最低賃金の引き上げを図る中小企業・小規模事業者の 生産性向上に向けた支援の強化 .....	18
2	最低賃金制度の適切な運営 .....	18
3	同一労働同一賃金の遵守の徹底 .....	19
4	賃上げの原資確保に向けた取組 .....	19

# 第1 香川労働局における行政運営にあたって

## ～働きがいのある香川 ひとりひとりが輝く未来のために～

現在、県内の多くの産業で「人手不足」の状況となっており、その対応が喫緊の課題となっています。

「人手不足」への対応の1つとして、個々の企業が、働き方改革や賃金引上げなどを通じて働く環境を整備し、それを企業の魅力として発信していくことが人手不足対策につながるものと考えています。誰もが働きやすい環境を整備して、個々の企業の魅力を一層高めていただくことが県内全体の企業の魅力向上につながります。あわせて、安全で健康に働くことができる環境整備を進めることなど労働関係法令の遵守も企業の魅力向上において重要になります。

このため、香川労働局では、ハローワークにおいて人手不足分野への重点的な取組を行うだけでなく、個々の企業の魅力向上に向け、法令遵守の指導、ニーズのある企業が働き方改革推進支援センター等の無料相談窓口や助成金など各種支援策を利用できるよう細やかな周知、各種認定制度（くるみん、えるぼし、ユースエール、もにす、安全衛生優良企業）の取得勧奨と認定企業のPRに取り組んでまいります。

また、賃上げに活用できる助成金について周知するとともに、賃上げ原資の確保のため、支援情報や取引上の悩み等の相談窓口を周知すること、あわせて、「年収の壁」を意識せずに働くことができる環境づくりに向けた取組を進めてまいります。

以上のことから、香川労働局では、下記項目を最重点で取り組み、香川で働く魅力を高め、発信してまいります。

### 最重点 項目

- 企業の人材確保に向けた支援
- 賃金の引上げに向けた支援



働き方改革共同宣言  
(令和5年10月)



「年末年始ゼロ災害香川推進運動」の一環として  
局署合同安全パトロールを実施(令和5年12月)



もにす認定通知書交付式  
(令和5年11月)

# 第2 企業の人材確保に向けた支援

## 1 中小企業等に対する人材確保の支援

### (1) ハローワークにおける求人充足サービスの充実

ハローワークにおいて、オンラインを活用した求人受理を進めるとともに、求人事業所に対し、求人条件緩和や魅力ある求人票の作成支援等の助言、事業所情報の収集をきめ細かく行うなどの求人充足に向けたサービスを実施し、求人者支援の充実を図ります。



### (2) 人材確保対策コーナー等における人材確保支援

医療・介護・保育・建設・運輸・保安分野など雇用吸収力の高い分野のマッチング支援を強化するため、都道府県労働局単位の協議会の場も活用し、地方自治体や関係団体等と連携した人材確保支援（セミナー・説明会・面接会等）の充実を図るとともに、ハローワーク高松の「人材確保対策コーナー」を中心に、潜在求職者の積極的な掘り起こし、求人充足に向けた条件緩和指導等により、重点的なマッチング支援を実施します。特に介護分野については、ハローワークと介護労働安定センターとが連携した求人充足・職場定着のための取組を進めます。

また、魅力ある職場づくりを支援するため、社会保険労務士等を活用した雇用管理改善のコンサルティングや人材確保等支援助成金（人事評価等改善助成コース）等の周知に取り組みます。



ハローワーク高松「人材確保対策コーナー」

### (3) 医療・介護・保育分野の職業紹介への対応

令和5年2月に労働局に設置した『「医療・介護・保育」求人者向け特別相談窓口』において、相談窓口寄せられた情報を基に必要な対応を行うとともに、窓口の周知に努めます。また、令和5年度の指導状況等も踏まえ、有料職業紹介事業者への指導監督に取り組みます。

## 2 多様な人材の活躍と魅力ある職場づくり

### (1) 誰もが働きやすい職場環境の整備(多様な働き方、働き方・休み方改革)

誰もが働きやすい環境を整備し、働き方・休み方改革や女性の活躍促進を推進するため、香川労働局では、香川働き方改革推進支援センター等との連携、各種助成金等の支援策を利用できるようきめ細かな周知を行うだけでなく、個々の企業の魅力向上に向けた各種認定制度(くるみん、えるぼし、ユースエール、もにす、安全衛生優良企業)の取得勧奨や認定企業のPRなどに取り組みます。

#### ① 民間企業における女性活躍促進

常時雇用する労働者数301人以上の事業主に義務付けられた男女の賃金の差異に係る情報公表について、報告徴収等の実施により、着実に履行確保を図るとともに、「女性の活躍推進企業データベース」の積極的な活用勧奨・えるぼし等認定制度の取得勧奨を行います。

#### ② 多様な働き方に係る導入支援等の実施

「多様な正社員(勤務時間限定正社員、勤務地限定正社員、職務限定正社員)制度」、「適正な労務管理下で安心して働くことができるテレワーク」、「勤務間インターバル制度」等の導入促進を図るため、香川働き方改革推進支援センターのワンストップ相談窓口の活用、事例等の提供、働き方・休み方改善ポータルサイトの活用等を周知します。

また、「人材確保等支援助成金(テレワークコース)」、「働き方改革推進支援助成金」を活用して、制度の導入や時間外労働の削減等に取り組む中小企業等への相談・申請に懇切丁寧な対応を行います。

### ③ 年次有給休暇の取得促進に向けた働き方等の見直し及び選択的週休3日制の普及促進のための支援等の実施

年次有給休暇の取得促進に向けて、「年次有給休暇取得促進期間」や、年次有給休暇を取得しやすい時季に集中的な広報を行うほか、働き方・休み方改善ポータルサイト等の活用促進を行い、選択的週休3日制度等の多様な働き方について、事例の提供等による周知を行います。



## (2) ハラスメント防止対策

職場におけるハラスメントは、労働者の尊厳を傷つける、あってはならないことであり、働く人の能力の発揮の妨げになります。このため、職場におけるハラスメント対策を総合的に推進する必要があります。

### ① 職場におけるハラスメント等に関する雇用管理上の防止措置義務の履行確保

パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント等職場におけるハラスメント防止措置を講じていない事業主に対し厳正な指導を実施すること等により、法の履行確保を図ります。また、適切なハラスメント防止措置が講じられるよう、事業主に対して、ウェブサイト「あかるい職場応援団」の各種ツールの活用促進を図ります。

### ② 就職活動中の学生等に対するハラスメント対策等の推進

就職活動中の学生等に対するハラスメントについて、事業主に対して、ハラスメント防止指針に基づく「望ましい取組」を周知します。また、「就活ハラスメント防止対策企業事例集」を活用し企業の取組を促します。学生等に対しては、大学等への出前講座等の機会を活用して積極的に周知に努め、学生等が一人で悩むことがないよう相談先等を記載したリーフレット(チラシ)を活用し、支援します。

### ③ 職場におけるハラスメント等への周知啓発の実施及びカスタマーハラスメント対策等の推進

職場におけるハラスメントの撲滅に向け、12月に実施している「ハラスメント撲滅月間」を中心に、事業主等への周知啓発を実施します。また、カスタマーハラスメントの防止対策を推進するため、カスタマーハラスメント対策企業マニュアル等を活用して、企業の取組を促します。

あかるい職場応援団



ハラスメント裁判事例、他社の取組など  
ハラスメント対策の総合情報サイト

あかるい職場応援団



### (3) 安全で健康に働くことができる環境づくり

#### ① 長時間労働の抑制

##### ア 長時間労働の抑制に向けた監督指導の徹底等

長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害を防止するため、各種情報から時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場及び長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場に対する監督指導を引き続き実施します。

また、過労死等防止対策推進法及び同法に基づき定めた「過労死等の防止のための対策に関する大綱」等に基づく対策を推進します。



「過重労働解消キャンペーン」の一環として、労働局幹部等による長時間労働削減等に積極的に取り組んでいる企業（ベストプラクティス企業）への訪問  
令和5年11月

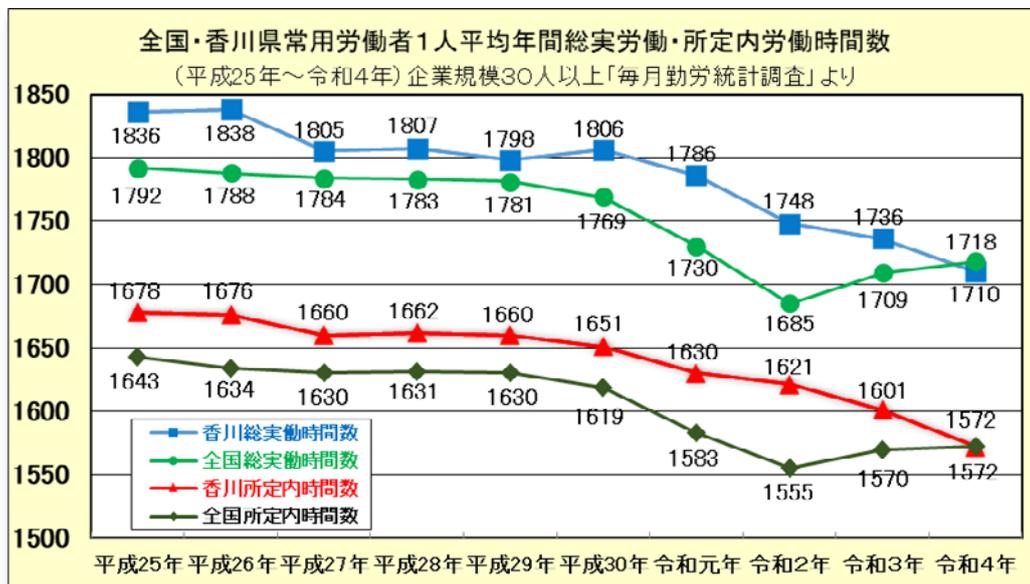


過労死等防止対策推進シンポジウム  
(香川会場)  
令和5年11月

##### イ 中小企業・小規模事業者等に対する支援

香川働き方改革推進支援センターのワンストップ相談窓口において、関係機関等と連携を図りつつ、窓口相談やコンサルティング、セミナーの実施等に加え、業種別団体等に対する支援を実施する等、きめ細かな支援を行います。

また、生産性を高めながら労働時間の短縮等に取り組む中小企業・小規模事業者に対して「働き方改革推進支援助成金」の活用を働きかけるとともに、「働き方・休み方改善ポータルサイト」を通じた企業の好事例の紹介、働き方・休み方改善コンサルタントによる専門的な助言等を行います。



## ウ 時間外労働の上限規制適用開始業種への労働時間短縮に向けた支援

建設業、自動車運転者に係る時間外労働の上限規制の適用については、施主や荷主といった取引関係者、ひいては国民全体の理解を得ていただくことが重要であり、令和5年10月に「香川働き方改革共同宣言」を行った県内労使団体や香川県等と連携しながら、これら業種で働く方の働き過ぎをなくすため、産業界における商慣行の見直しや県民等の協力を促します。特に消費者など一般市民向けには、引き続き、2024年度適用開始業種（建設業、自動車運転者、医師）の時間外労働の上限規制特設サイト「はたらきかたススメ」や香川労働局ウェブサイトの特設ページを通じて、必要な周知を行います。

また、トラック運転者については、引き続き、四国経済産業局、中国四国農政局、四国運輸局等とも連携しながら、発着荷主等に対して、恒常的な荷待ち時間を発生させないこと等についての要請等を行うとともに、賃金の原資となる適正な運賃（標準的な運賃）を支払うことについて周知を行います。さらに、改正後の「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」について、引き続き丁寧に周知を行います。

医師については、タスクシフトなどについて、香川県医療勤務環境改善支援センターなどと連携し、引き続き、きめ細かな相談対応、助言を行います。あわせて、事業主及び労働者に対して厚生労働省ウェブサイト「「医師の働き方改革」.jp」を周知し、診察や病状説明が勤務時間内に行われるよう、患者やその家族等である労働者が年次有給休暇等の取得しやすい環境整備を促します。

香川労働局 特設ページ  
はたらきかたススメ!



「医師の働き方改革」  
.jp



## エ 長時間労働につながる取引環境の見直し

「大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等中小事業者への『しわ寄せ』防止のための総合対策」に基づき、11月の「しわ寄せ防止キャンペーン月間」に、集中的な周知啓発を行うなど、四国経済産業局等と連携を図りつつ、その防止に努めます。

また、監督指導の結果、下請中小企業等の労働基準関係法令違反の背景に、親事業者等の下請代金支払遅延等防止法等の違反が疑われる場合には、本省を通じて、中小企業庁、公正取引委員会及び国土交通省に通報します。

## ② 労働条件の確保・改善対策

### ア 法定労働条件の確保等

管内の実情を踏まえつつ、事業場における基本的労働条件の枠組み及び管理体制を確立し、これを定着させるために、監督指導により労働基準関係法令の遵守の徹底を図るとともに、重大・悪質な事案に対しては、司法処分も含め厳正に対処します。

さらに、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」の周知を徹底し、監督指導において同ガイドラインに基づいて労働時間管理が行われているか確認し、賃金不払残業が認められた場合には、その是正を指導します。

2024年4月から労働条件明示  
のルールが改正されました



労働条件・労働契約・解雇



## イ 特定の労働分野における労働条件確保対策の推進

### (ア) 外国人労働者

技能実習生等の外国人労働者については、労働基準関係法令違反の疑いがある事業場に対して重点的に監督指導を実施し、重大・悪質な労働基準関係法令違反が認められる事案に対しては、司法処分を含め厳正に対処します。また、高松出入国在留管理局及び外国人技能実習機構高松事務所との相互通報制度の確実な運用を行います。

### (イ) 自動車運転者

自動車運転者については、違法な長時間労働等が疑われる事業場に対する確に監督指導を実施する等、必要な対応を行います。また、香川運輸支局等との相互通報制度を確実に運用するとともに、効果的な監督指導を実施するため、香川運輸支局と協議の上、合同監督・監査を行います。

### (ウ) 障害者である労働者

障害者虐待防止の観点も含め、障害者である労働者の法定労働条件の履行確保を図るため、関係機関との連携を深め、積極的な情報の共有を行うとともに、障害者である労働者を使用する事業主に対する啓発・指導に努め、問題事案の発生防止及び早期是正を図ります。

## ③ 第14次労働災害防止計画を踏まえた労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備

### ア 事業者が自発的に安全衛生対策に取り組むための周知啓発等

事業者に対し、安全衛生対策に取り組むことが経営や人材確保の育成の観点からもプラスとなることを含め、事業者が自発的に安全衛生対策に取り組む必要性や意義等について様々な機会を通じて積極的に周知啓発を図ります。

### イ 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

小売業や介護施設を中心に増加傾向にある「転倒」及び腰痛等の「動作の反動・無理な動作」など、労働者の作業行動に起因する労働災害（行動災害）の対策については、協議会の設置・運営、自主的な安全衛生活動の導入を支援する取組により、管内全体の安全衛生に対する機運醸成を図ります。

### ウ 高齢労働者、外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（エイジフレンドリーガイドライン）及び「エイジフレンドリー補助金」の周知を図ります。

また、外国人労働者が容易に理解できる労働安全衛生に関する視聴覚教材等の周知を図ります。

### エ 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進

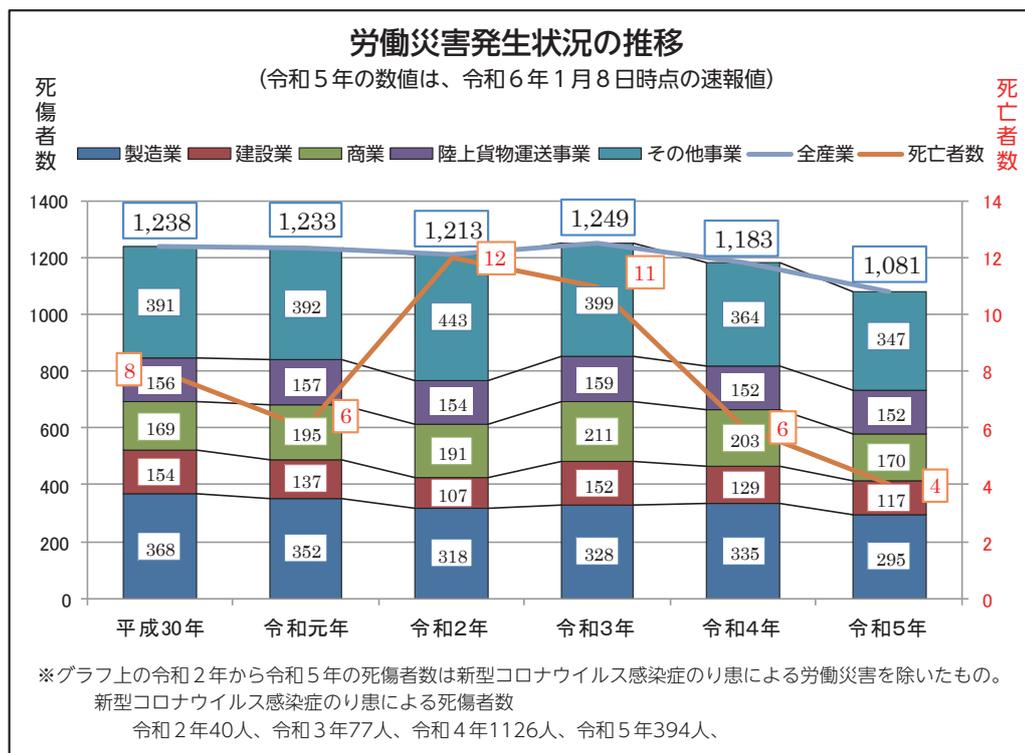
請負人や同じ場所で作業を行う労働者以外の者に対しても、労働者と同等の保護措置を講じることを事業者には義務付ける改正省令が令和5年4月1日より施行されているため、事業場に対して、周知・啓発を図ります。

### オ 業種別の労働災害防止対策の推進

製造業については、機械災害の防止のため、「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」及び「機械の包括的な安全基準に関する指針」に基づき、製造時及び使用時のリスクアセスメント、残留リスクの情報提供の確実な実施を促進します。

建設業については、墜落・転落災害防止対策の充実強化のため、改正労働安全衛生規則の周知徹底を図ります。また、災害防止対策に係る関係ガイドラインについても引き続き周知・指導を行います。

陸上貨物運送事業については、貨物自動車における荷役作業での労働災害防止のため、改正労働安全衛生規則の周知を図ります。また、荷主等も含め、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」の周知を行い取組の促進を図ります。



## カ 労働者の健康確保対策の推進

### (ア) メンタルヘルス対策及び過重労働対策等

長時間労働者に対する医師による面接指導やストレスチェック制度をはじめとするメンタルヘルス対策などの労働者の健康確保の取組が適切に実施されるよう、引き続き指導等を行います。

### (イ) 産業保健活動の推進

香川産業保健総合支援センターが行う研修、香川県内の各地域産業保健センターによる小規模事業場への医師等の訪問支援、(独)労働者健康安全機構による団体経由産業保健活動推進助成金等について利用勧奨を行います。

加えて、治療と仕事の両立支援に関する取組の促進のため、同ガイドライン等の周知啓発を行うとともに、「香川県地域両立支援推進チーム」において両立支援に係る関係者の取組を相互に周知・協力する等により、県内の両立支援に係る取組の効果的な連携と一層の促進を図ります。

また、トライアングル型のサポート体制を確立するため、県内関係者に両立支援コーディネーターの役割についての理解の普及を図るとともに、(独)労働者健康安全機構で開催する養成研修の周知・受講勧奨を図ります。

### キ 新たな化学物質規制の周知、石綿ばく露防止対策の徹底

令和4年2月及び5月に公布された新たな化学物質規制に係る労働安全衛生関係法令について、その円滑な実施のため引き続き周知を図るとともに、自律的なばく露低減措置が適切に実施されるよう丁寧な指導を行います。

労働者の化学物質のばく露防止に向け、工学的対策等に加え、労働者の呼吸域の作業環境の濃度把握が重要であることから、個人ばく露測定の円滑な導入に向けて補助金制度の活用を含めた周知を行います。

また、リスクアセスメント対象物質健康診断が適切に実施されるよう丁寧な指導を行います。

建築物等の解体・改修作業において、石綿障害予防規則に基づく措置の履行確保のため、建築物石綿含有建材調査者講習等の修了者による調査の徹底、石綿事前調査結果報告システムによる報告や石綿除去等作業時におけるばく露防止措置の徹底、並びにリフォーム等も含む発注者への制度の周知を図ります。

#### (4) 仕事と育児・介護の両立支援

##### ① 業務代替整備・柔軟な働き方の導入も含めた支援の拡充

###### ア 育児・介護休業法の周知及び履行確保

常時雇用する労働者数1,000人超企業を対象とした育児休業等取得状況の公表の義務化について、着実な履行確保を図ります。また、「産後パパ育休」（出生時育児休業）を含め、育児・介護休業法に基づく両立支援制度について労働者が円滑に利用できるよう周知徹底を図ります。

あわせて、労働者の権利侵害が疑われる事案や育児休業の取得等を理由とする不利益取扱いが疑われる事案を把握した場合には、事業主に対する積極的な是正指導等を行います。

###### イ 男女とも仕事と育児を両立しやすい環境の整備に向けた企業の取組支援

「産後パパ育休」のほか、「パパ・ママ育休プラス」や「育児目的休暇」等の男性の育児に資する制度について周知を行い、制度の活用につなげます。

また、「男性の育児休業取得促進事業（イクメンプロジェクト）」において作成する企業の取組事例集や研修資料の活用を促すとともに、取組を進める事業主等に両立支援等助成金の活用を推進し、男女とも仕事と育児が両立できる職場環境の整備を図ります。

育てる男が、家族を変える。社会が動く。イクメンプロジェクト



The image shows a screenshot of the Ikenmen Project website. At the top, there is a navigation bar with the Ikenmen logo and various menu items. Below the navigation bar, there is a main banner area with a large red button that says 'ダウンロードページ' (Download Page) and a QR code to the right. The text 'イクメンプロジェクト' (Ikenmen Project) is prominently displayed in the center.

###### ウ 仕事と介護の両立ができる職場環境整備

地域包括支援センター等とも連携した介護休業制度等の周知を十分に行うとともに、介護離職を予防するための企業の取組の全体像を示した「仕事と介護の両立支援対応モデル」の普及や、介護支援プランに基づいて労働者に円滑に介護休業を取得・職場復帰させた事業主等に対する両立支援等助成金の活用促進を通じて、仕事と介護が両立できる職場環境整備を図ります。

介護休暇制度特設サイト



The image shows a screenshot of the special website for the Care Leave System. It features a blue and pink banner with a woman and a man, and a QR code to the right. The text '介護休業制度' (Care Leave System) is prominently displayed in a yellow box at the bottom. The logo for the Care Leave System is also visible.

## エ 次世代育成支援対策の推進

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定等については、各企業の実態に即した計画の策定を支援するとともに、常時雇用する労働者数101人以上の義務企業の届出等の徹底を図ります。

また、「くるみん」、「プラチナくるみん」、「トライくるみん」及び「くるみんプラス」の認定基準について広く周知するとともに、認定の取得促進に向けた働きかけを行います。



「プラチナくるみんプラス」認定通知書交付式  
令和5年10月30日開催

## ② 子育て中の女性の支援に取り組むNPO等へのアウトリーチ型支援の推進などマザーズコーナーにおける就職支援・情報発信の強化

子育て中の女性等を対象としたハローワークの専門窓口（マザーズコーナー）において、求職者の個々のニーズに応じた就職促進を図り、地域の子育て支援拠点や関係機関と密接に連携することで潜在的な求職者に対するアウトリーチ型の就職支援を推進します。また、仕事と子育ての両立がしやすい求人確保するとともに、オンライン機能を活用した職業紹介やSNS及びホームページによる情報発信を強化します。



## ③ 不妊治療と仕事との両立

不妊治療と仕事との両立支援に関する認定制度「くるみんプラス」の周知及び認定促進を図ります。

また、「不妊治療を受けながら働き続けられる職場づくりのためのマニュアル」や「不妊治療と仕事の両立サポートハンドブック」、不妊治療のために利用できる特別休暇制度の導入等に関する各種助成金等を活用し、性と健康の相談センター（旧名称：不妊専門相談センター）とも連携しつつ、不妊治療と仕事との両立がしやすい職場環境整備の推進のための周知啓発や相談支援を行います。

## (5) 多様な人材の就労・社会参加の促進

### ① 高齢者の就労による社会参加の促進、高齢者が安心して安全に働くための職場環境の整備等

#### ア 70歳までの就業機会確保等に向けた環境整備や高齢労働者の処遇改善を行う企業への支援

70歳までの就業機会確保等に向けた環境整備を図るため、事業主と接触する機会を捉えて、65歳を超える定年引上げや継続雇用制度の導入等に向けた意識啓発・機運醸成を図るほか、60歳から64歳までの高齢労働者の処遇改善を行う企業への支援（高齢労働者処遇改善促進助成金）を行います。

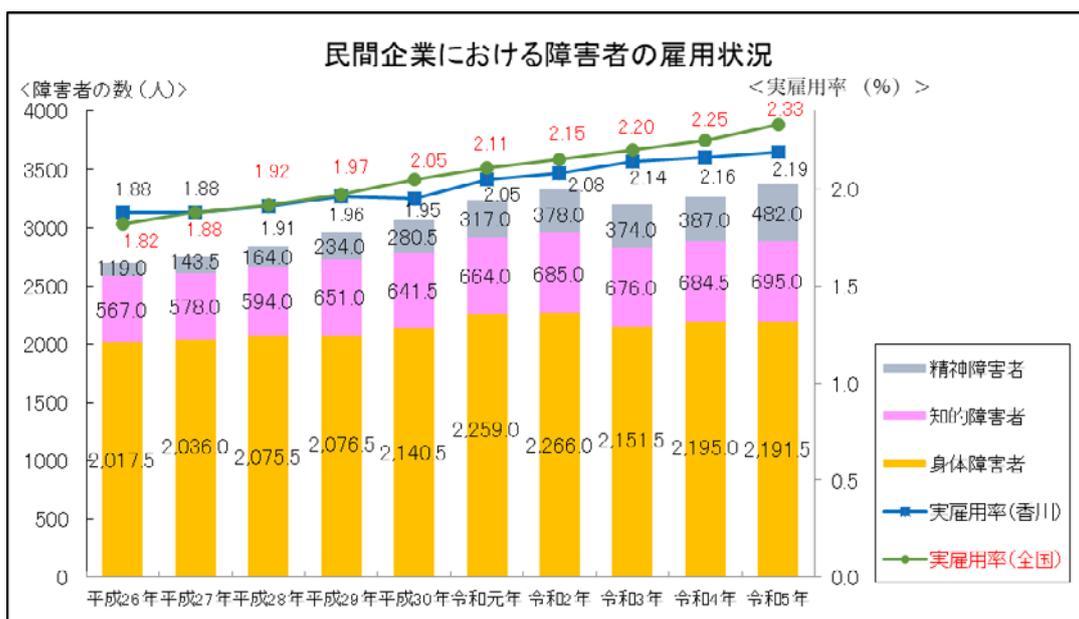
#### イ ハローワークにおける生涯現役支援窓口などのマッチング支援

65歳以上の再就職支援に重点的に取り組むため、ハローワーク高松・丸亀・坂出・観音寺に設置する「生涯現役支援窓口」において、高齢者のニーズ等を踏まえた職業生活の再設計に係る支援や支援チームによる効果的なマッチング支援を行います。

### ② 障害者の就労促進

#### ア 障害者雇用の更なる気運の醸成や民間企業に対する指導及び支援の強化

労働局やハローワークの職員、障害者雇用に積極的に取り組む企業担当者等から法定雇用率未達成企業等に対して、障害者雇用の進め方やノウハウを紹介する雇用支援セミナーを県内各所で開催するなど、民間企業に対する障害者雇用の働きかけを行います。



#### イ 中小企業をはじめとした障害者の雇入れ等の支援

令和5年4月からの新たな法定雇用率が2.7%とされ、令和6年4月から2.5%、令和8年7月から2.7%に段階的に引き上げられるとともに、令和7年4月に除外率が10ポイント引き下げられる予定です。今後、雇用率未達成企業の大幅な増加が見込まれることから、特に除外率設定業種や新たに雇用義務が生じる37.5人以上～43.5人未満規模の企業へ早期の周知・啓発を実施し、障害者の計画的な雇入れを促進します。あわせて、特に障害者雇用ゼロ企業をはじめ、障害者雇用の経験やノウハウが不足している企業等に対して、ハローワークと地域の関係機関が連携し、採用の準備段階から採用後の職場定着までの一貫したチーム支援等を実施します。その際、企業が抱える不安や課題に応じた支援を行うこと等により、障害者の雇入れを一層促進します。

労働局が委託して実施する障害者就業・生活支援センターについては、障害者の就労支援における雇用施策と福祉施策を繋ぐ機能を有しており、その役割は一層重要になっていることから、適切かつ効果的な支援を実施するため、機能の強化を図ります。

#### ウ 改正障害者雇用促進法の円滑な施行

改正障害者雇用促進法により、①特定短時間労働者（週所定労働時間が10時間以上20時間未満の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者）の実雇用率算定、②障害者雇用相談援助助成金の新設を始めとする納付金助成金の新設・拡充が、令和6年4月に施行されます。

そのうち、特に、①について、法改正の趣旨を踏まえ、障害者の職業的自立を促進する観点から、週20時間以上の雇用の実現を目指すことが望ましいことや、事業主には障害者の有する能力に応じて勤務時間を延長する努力義務があること等について、障害者本人、事業主、関係機関に周知します。

また、障害者雇用ゼロ企業を含めた法定雇用率未達成企業に対する雇用率達成指導等において、特に中小企業や除外率設定業種（特に除外率引下げによる影響の大きい企業）を中心に、必要に応じて障害者雇用相談援助助成金の利用を勧奨します。

#### エ 精神障害者、発達障害者、難病患者等の多様な障害特性に対応した就労支援

精神障害者、発達障害者、難病患者である求職者について、ハローワークに専門の担当者を配置するなど多様な障害特性に対応した就労支援を推進します。特に、発達障害等により就職活動に困難な課題を抱える学生等に関しては就職準備から就職・職場定着までの一貫した支援を実施するとともに、難病患者である求職者に関してはハローワークと難病相談支援センター等との連携による就労支援体制の強化を図ります。

また、障害者の職業訓練については、香川県等において、障害者委託訓練等を実施しており、労働局及びハローワークにおいては、障害者の職業能力開発の促進が図られるよう、香川県等と連携のうえ、障害者の職業訓練の周知や受講勧奨、就職支援等を実施します。

### ③ 外国人求職者等への就職支援、企業での外国人労働者の適正な雇用管理の推進

#### ア 外国人求職者等に対する就職支援

##### 1) 外国人留学生等に対する相談支援の実施

しごとプラザ高松の留学生コーナーにおいて、大学のキャリアセンター等と緊密に連携しつつ、留学生の国内就職の促進のために、留学早期からの就職準備に向けたガイダンスや説明会・面接会の実施、インターンシップ等の情報提供も含めた手厚い就職支援を実施します。

##### 2) 定住外国人等に対する相談支援の実施

ハローワーク高松の外国人雇用サービスコーナーにおいて、専門相談員による職業相談や、個々の外国人の特性に応じた求人開拓等により、早期再就職支援及び安定的な就労の確保に向けた支援を実施します。

##### 3) 外国人就労・定着支援事業の実施

身分に基づく在留資格の外国人等を対象に、日本の職場におけるコミュニケーション能力の向上やビジネスマナー等に関する知識の習得を目的とした研修を通じ、安定的な就職と職場への定着が可能となるよう、受託事業者と連携の上、事業参加者に対する就職支援等を実施します。

#### イ ハローワーク等における多言語相談支援体制の整備

ハローワーク高松の職業相談窓口に通訳員を配置するとともに、電話を用いた通訳・多言語音声翻訳機器等の活用等により、外国人求職者に対する多言語による相談支援体制の整備を図ります。

## ウ 外国人労働者の適正な雇用管理に関する助言・援助等の実施

外国人労働者に対する適正な雇用管理の確保を図るため、事業所訪問及び事業主向けの雇用管理セミナーの実施等を通じて、適正な雇用管理に関する助言・援助等を積極的に実施します。

### ④ 雇用保険制度の適正な運営

雇用失業情勢や働き方の多様化の進展等制度をめぐる諸情勢に的確に対応し、雇用のセーフティネットとしての役割を果たすため、雇用保険受給資格者の早期再就職の実現に向けた的確な失業認定や適正な給付を行うとともに、オンライン申請の利用促進や未手続事業・労働者の把握・解消に向けた計画的な取組を行います。

雇用関係助成金については、制度目的が果たされるよう周知に努めるとともに、雇用関係助成金ポータルを通じた電子申請の利用勧奨に努め、利用率の向上を図ります。

## (6) 就職氷河期世代、多様な課題を抱える若年者・新規学卒者の支援

### ① 就職氷河期世代に対するハローワークの専門窓口における専門担当者による就職相談、職業紹介、職場定着までの一貫した伴走型支援の推進

専門担当者によるチームを結成し、個別の支援計画に基づき、キャリアコンサルティング、生活設計面の相談、必要な能力開発施策へのあっせん、求職者の適性・能力等を踏まえた求人開拓、就職後の定着支援などを計画的かつ総合的に実施します。

また、チーム支援の実施に当たっては、地域若者サポートステーション等の支援機関と連携することとし、求職者のニーズ等を踏まえ求人開拓や職場実習先（インターン）の開拓を行います。



就職支援セミナー（就職氷河期世代対象）

### ② 新卒応援ハローワーク等における多様な課題を抱える新規学卒者等への支援

就職活動に多様な課題を抱える新規学卒者等を重点的に支援することとし、学校や関係機関とも連携しつつ、新卒応援ハローワーク等に配置された就職支援ナビゲーターによる担当者制のきめ細かな個別支援を実施します。

また、職業意識形成支援事業の実施に当たっては、新規学卒者等のみならず、保護者や教諭等の参加を検討します。



コースエール認定通知書交付式



職業講話

### ③ 正社員就職を希望する若者への就職支援

正社員就職を希望する若者（35歳未満で安定した就労の経験が少ない求職者）を対象に、わかもの支援窓口等に配置された就職支援ナビゲーターによる担当者制の職業相談、個別支援計画に基づくきめ細かな就職支援、職業訓練部門との連携による能力開発支援、就職後の定着支援の実施など、ステップアップ型の計画的で一貫した支援を通じて正社員就職の実現を図ります。



企業説明会

## 3 非正規雇用労働者の処遇改善等

### (1) 非正規雇用労働者の処遇改善・正社員化を行う企業への支援

非正規雇用労働者の処遇改善や正社員化（多様な正社員を含む）に取り組んだ事業主に対して支援を行うキャリアアップ助成金について、「年収の壁・支援強化パッケージ」として、年収の壁を意識せず働くことのできる環境づくりを後押しするために新たに設けた「社会保険適用時処遇改善コース」や拡充した「正社員化コース」をはじめ、各コースの周知、活用勧奨等を実施します。

また、香川働き方改革推進支援センターによる、ワンストップ相談窓口において、社会保険労務士等の専門家による、窓口相談やコンサルティング、セミナーの実施等、きめ細かな支援を行います。

さらに、「多様な働き方の実現応援サイト」に掲載されている好事例について、事業主及び労働者に対する周知等により、非正規雇用労働者の処遇改善に係る事業主の取組機運の醸成を図ります。

#### 多様な働き方の実現応援サイト



### (2) ステップアップを目指す非正規雇用労働者等に対する求職者支援制度による支援

雇用保険を受給できない者の安定した職業への再就職や転職を促進するとともに、自らのスキルアップを希望する非正規雇用労働者等を支援するため、就職に必要な技能及び知識を習得するための求職者支援制度の積極的な周知・広報に加え、ハローワークの職業訓練担当職員等を対象とした研修等の実施により制度の活用を推進します。

## 4 リ・スキリング等の推進

### (1) リ・スキリングによる能力向上支援

#### ① 指定された教育訓練を修了した場合の費用の一部支給による経済社会の変化に対応した労働者個々人の学び・学び直しの支援

厚生労働大臣が指定する教育訓練を修了した場合に、その費用の一部を支給する「教育訓練給付」において、経済社会の変化に対応した労働者個々人の学び・学び直しを支援するため、理由を問わず電子申請を行うことができることの周知など教育訓練を受講しやすい環境の整備を図ります。

また、教育訓練給付制度にかかる地域の訓練ニーズを把握するとともに、指定講座の拡大により訓練機会を確保します。

#### ② 在職時からの継続的な支援を行うキャリア形成／リ・スキリング推進事業等の実施

キャリア形成／リ・スキリング推進事業では、県内に「キャリア形成／リ・スキリング支援センター」を、県内の各ハローワークに「キャリア形成／リ・スキリング相談コーナー」を設置し、キャリアコンサルタントの常駐・巡回による相談支援を行います。

#### ③ 労働者の主体的なリ・スキリングを支援する中小企業への賃金助成の拡充等による企業における人材育成の推進

人材開発支援助成金について、中小企業が長期教育訓練休暇制度を設け、実施した場合、人への投資促進コース「長期教育訓練休暇制度」の賃金助成を拡充し、労働者の主体的な学び直しを支援します。

また、人材開発支援助成金「人への投資促進コース」及び「事業展開等リスキリング支援コース」については、引き続き、積極的な活用勧奨を図るとともに、迅速な支給決定を行うほか、すべてのコースにおいてデジタル分野における訓練の活用促進を行います。

#### ④ スキルアップを目的とした在籍型出向の推進等

産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）による、賃金上昇を伴う労働者のスキルアップを在籍型出向により行う事業主への支援を実施します。

また、産業雇用安定助成金（産業連携人材確保等支援コース）により、生産性向上に資する取組等に必要新たな人材の円滑な受け入れと当該事業主に雇用される労働者の雇用の安定の確保のため、関係機関と連携して効果的な周知広報に努め、当該助成金の活用促進を図ります。

#### ⑤ 雇用調整助成金の見直し等への対応

令和6年4月改正内容について、事業主に対して、雇用調整助成金を長期間にわたり利用する場合に教育訓練の実施率によって助成率が変わるとことを丁寧に説明するとともに、雇用調整を行う事業主の取引が円滑に行われるよう、教育訓練について情報提供を行います。

また、令和5年12月より雇用関係助成金ポータルを用いた雇用調整助成金の電子申請が可能となったことから、事業主に対する電子申請の利用勧奨を行います。

## 5 成長分野等への労働移動の円滑化

### (1) 成長分野の業務や、一定の技能を必要とする未経験分野への就職を希望する就職困難者を雇い入れる事業主への支援による成長分野への労働移動の円滑化

就職困難者を、成長分野（デジタル・グリーン）の業務に従事する労働者として雇い入れる事業主又は雇い入れた上で人材育成計画を策定し、人材育成を行った上で、5%以上賃金の引き上げを行う事業主に対して高額助成を行う特定求職者雇用開発助成金（成長分野等人材確保・育成コース）について、事業主への制度内容の周知を積極的に行うなど、制度の活用をより一層進め、就職困難者を対象とした成長分野への労働移動や賃上げを促進します。

### (2) 職業情報及び職場情報の収集・提供による求職者と企業のマッチング機能の強化、オンラインの活用によるハローワークの利便性向上

「労働市場情報の見える化」を進め、マッチング機能の強化を図るため、「job tag（職業情報提供サイト）」を活用した職業相談及び求人者の採用支援を進めるとともに、job tag が地域の関係者（地方公共団体、就労支援機関、学校等）に積極的に活用され、労働市場のインフラとして効果的に機能するよう、積極的な周知を行います。

また、ハローワークにおける職業相談・紹介業務について、Web 会議サービスを活用してオンラインで実施可能とすることとし、来所困難者等を対象とした雇用保険のオンライン失業認定については、行政サービスの向上の観点から引き続き取組を進めます。

### (3) 民間人材サービス事業者への指導監督の徹底

職業安定法及び労働者派遣法の違反を把握し、又はその疑いのある事案の指導監督に万全を期し、労働関係法令の適正な運営の確保につき徹底を図ります。

### (4) 地域雇用の課題に対応する地方公共団体等の取組の支援

香川県との連携については、香川労働局長が平成27年に香川県知事との間で締結した「香川県雇用対策協定」に基づき、事業計画を策定して各種雇用対策に取り組みます。

また、これまでも雇用対策協定を締結している観音寺市及び三豊市のほか、令和6年2月に新たに協定を締結した東かがわ市についても、地域の実情に応じた事業計画を策定の上、各種雇用対策に取り組みます。

さらに、善通寺市の庁舎等を活用して国と市が共同で運営する「ふるさとハローワーク」において、求人情報の提供及び職業相談・職業紹介等を着実に進めます。

このほか、「地域雇用活性化推進事業」を実施している小豆郡地域に対して適切な支援を行います。

### (5) 都市部から地方への移住を伴う地域を越えた再就職等の支援

東京圏及び大阪圏を中心に、県内での就職を希望する方にハローワークの全国ネットワークを活用した職業紹介や生活関連情報の提供等を一体的に行うとともに、求職者の希望を踏まえた効果的な誘導を行い、業種、職種を越えた再就職等も含め、個々のニーズに応じた支援を行います。

また、香川県が大都市圏で開催する移住促進イベントに積極的に協力し、求職者が県内へ安心して移住を行えるよう、職業相談等を実施します。

移住フェア



## (6) 賃金上昇を伴う労働移動の支援

離職を余儀なくされた者の早期再就職を支援する早期再就職支援等助成金（雇入れ支援コース）について、前職よりも5%以上賃金を上昇させた事業主に助成を行うとともに、再就職援助計画対象者等へのきめ細かな再就職支援や、助成金の周知広報を実施することにより、賃金上昇を伴う労働移動を推進します。

また、中途採用の機会拡大を図る早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース）について、中高年齢者を一定以上雇い入れ、前職よりも5%以上賃金を上昇させた事業主に助成を行うとともに、当該助成金の周知広報について、各地域の商工会議所等と連携して実施することにより、賃金上昇を伴う労働移動を推進します。

### 厚生労働省認定マーク ①

労働局には下記の認定制度があり、認定マークを商品、広告、求人票等に付し、対外的に明示することで、働きやすい職場環境であることや、自社の強みを県民に広くアピールでき、企業評価の向上にもつながります。また、公共調達や政府系金融機関の融資等で優遇措置が受けられるものもあります。

#### くるみん認定

次世代育成支援対策推進法に基づき、一定の基準を満たした企業を「子育てサポート企業」として認定する制度です。

また、「くるみん認定」または「トライくるみん認定」を既に受け、より高い水準の取組を行っている企業を評価する「プラチナくるみん認定」制度、不妊治療と仕事を両立しやすい職場環境に取り組む企業を評価する「プラス認定」制度があります。

〔雇用環境・均等室〕



【トライくるみん】



【プラチナくるみん】



【くるみん】



【くるみんプラス】

#### えるぼし認定

女性活躍推進法に基づき、一定の基準を満たした企業を女性の活躍推進に関する状況等が優良な企業として認定する制度です。

また、えるぼし認定を既に受け、取組の実施状況が特に優良な事業主を認定する、プラチナえるぼし認定制度があります。

〔雇用環境・均等室〕



【えるぼし】



【プラチナえるぼし】

# 第3 賃金の引上げに向けた支援

## 1 事業場内最低賃金の引上げを図る中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けた支援の強化

最低賃金の引上げには、特に中小企業・小規模事業者の生産性向上が不可欠であることから、「業務改善助成金」の活用を促進することにより、業務改善や生産性向上に係る企業のニーズに応え、賃金引上げを支援します。

また、監督署において、企業が賃金引上げを検討する際の参考となる地域の賃金や企業の好取組事例等が分かる資料を提供し、企業の賃金引上げへの支援等を行います。

さらに、香川働き方改革推進支援センターのワンストップ相談窓口において、きめ細かな支援を行います。

## 2 最低賃金制度の適切な運営

経済動向、地域の実情及びこれまでの香川地方最低賃金審議会の審議状況などを踏まえつつ、充実した審議が尽くせるよう香川地方最低賃金審議会の円滑な運営を図ります。

また、最低賃金額の改定等につきましては、使用者団体、労働者団体及び地方公共団体等の協力を得て、使用者・労働者等に周知徹底を図るとともに、最低賃金の履行確保上問題があると考えられる業種等を重点とした監督指導等を実施し、その履行確保を図ります。

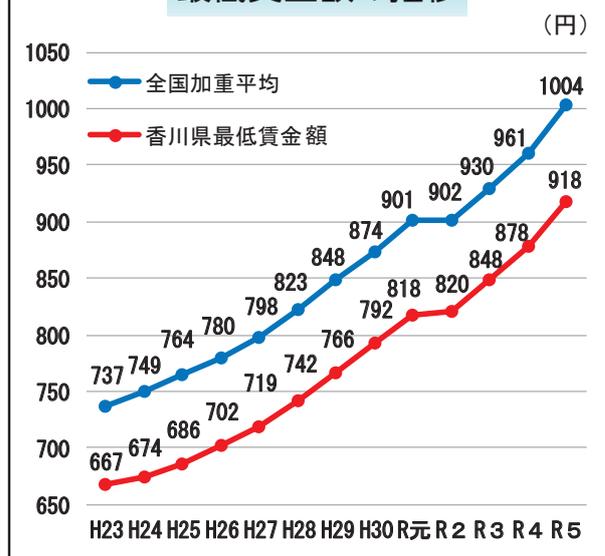
### ●地域別最低賃金

件名	最低賃金 (時間額)	効力発生日
香川県最低賃金	918円	令和5年10月1日

### ●特定最低賃金（産業別最低賃金）

件名	最低賃金 (時間額)	効力発生日
香川県冷凍調理食品製造業最低賃金	918円※	令和5年10月1日
香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金	1,040円	令和5年12月15日
香川県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金	1,041円	令和6年1月3日
香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	982円	令和5年12月15日

最低賃金額の推移



※香川県冷凍調理食品製造業最低賃金については、改正諮問がなかったため香川県最低賃金が適用となります。

### 3 同一労働同一賃金の遵守の徹底

同一労働同一賃金の履行を確保することは、非正規労働者の賃金引き上げに資することから、同一労働同一賃金の遵守徹底及び賃金の引き上げを図ります。

行政指導においては、是正指導の実効性を高めるとともに、支援策の周知を行うことにより、企業の自主的な取組を促すことで、同一労働同一賃金の遵守徹底を図ります。

同一労働同一賃金特集ページ



### 4 賃上げの原資確保に向けた取組

労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇分を、適切に価格転嫁することについての気運の醸成を図るため、県内関係機関と締結した「価格転嫁の円滑化に関する協定」に基づき、価格転嫁の円滑化に関する支援情報等や取引上の悩み等の相談窓口を周知します。

また、中小企業等が賃上げの原資を確保できるよう、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」に基づき、政府一体となって取組を進めることとされているところであり、労働局及び監督署においても、最低賃金・賃金支払の徹底と賃金引き上げに向けた環境整備等の取組を行います。

価格転嫁の円滑化に関する支援情報等



### 厚生労働省認定マーク ②

#### 安全衛生優良企業認定

労働者の安全や健康を確保するための対策に積極的に取り組み、高い安全衛生水準を維持・改善している企業を認定する制度です。健康・安全・働きやすい優良企業であることをアピールできます。基準を満たした企業は3年間の認定を受けることができます。〔健康安全課〕



【安全衛生優良企業】

#### ユースエール認定

若者雇用促進法に基づき、若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を認定する制度です。労働局が実施する就職イベントなどで、若者雇用促進法に基づく優良企業であることを対外的にアピールすることもできます。〔職業安定課〕



【ユースエール】

#### もにす認定

障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、障害者雇用に関する取組の実施状況が優良な中小企業を認定する制度です。この認定制度を通じて、企業の社会的認知度を高めることができます。〔職業対策課〕



【もにす】

# ● 香川労働局の組織と仕事 ●

香川労働局

総務部

総務課  
TEL 087-811-8915

総務・会計などに関すること

労働保険徴収室  
TEL 087-811-8917

労働保険の成立、保険料などの決定、徴収などに関すること

雇用環境・均等室

働き方改革、女性の活躍推進、仕事と家庭の両立支援、パワハラや解雇、セクハラ・マタハラ等の相談、個別労働紛争の解決などに関すること

TEL 087-811-8924  
[総合労働相談コーナー専用] TEL 087-811-8916

労働基準部

監督課  
TEL 087-811-8918

事業場の監督指導、労働時間短縮などに関すること

健康安全課  
TEL 087-811-8920

労働災害の防止、特定機械の検査、免許証交付などに関すること

賃金室  
TEL 087-811-8919

最低賃金、賃金統計、家内労働などに関すること

労災補償課  
TEL 087-811-8921

労災保険給付、社会復帰の促進などに関すること

職業安定部

職業安定課  
TEL 087-811-8922

職業紹介・指導、雇用保険などに関すること

需給調整事業室  
TEL 087-806-0010

労働者派遣事業、民営職業紹介事業などに関すること

職業対策課  
TEL 087-811-8923

高齢者・障害者の雇用などに関すること

訓練課  
TEL 087-804-8900

求職者支援制度、ジョブカード、ハロートレーニングなどに関すること

助成金センター

助成金などに関すること

TEL 087-823-0505

# 香川労働局、労働基準監督署の所在地と管轄

## ■香川労働局、高松労働基準監督署



### 【香川労働局】

■所在地 〒760-0019 高松市サポート 3-33  
高松サポート合同庁舎  
北館3階 総務部、労働基準部、職業安定部  
北館2階 雇用環境・均等室  
■電話番号 087-811-8915《総務部代表》

### 《助成金センター》

■所在地 〒760-0019 高松市サポート 2-1  
高松シンボルタワー タワー棟 12階  
■電話番号 087-823-0505

### 【高松労働基準監督署】

■所在地 〒760-0019 高松市サポート 3-33  
高松サポート合同庁舎北館2階  
■TEL 087-811-8945《代表》  
■監督署の 高松市（国分寺町を除く）、香川郡、  
管轄区域 木田郡、小豆郡

### 《小豆島駐在事務所》

■所在地 〒761-4104 小豆郡土庄町甲 6195-11  
（ハローワーク土庄 北隣り）  
■TEL 0879-62-0097

## ■丸亀労働基準監督署

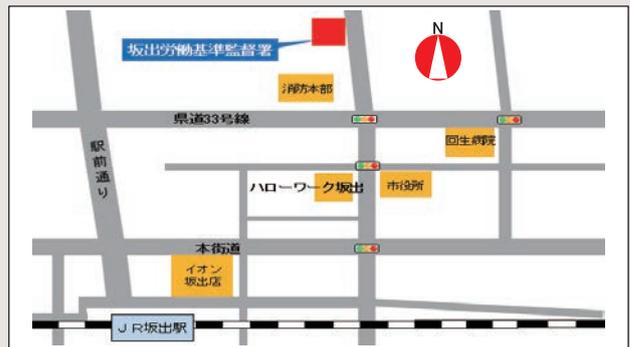
〒763-0034 丸亀市大手町 3-1-2  
TEL 0877-22-6244



管轄区域：丸亀市（綾歌町、飯山町を除く）、  
善通寺市、仲多度郡

## ■坂出労働基準監督署

〒762-0003 坂出市久米町 1-15-55  
TEL 0877-46-3196



管轄区域：坂出市、綾歌郡、高松市のうち国分寺町、  
丸亀市のうち綾歌町、飯山町

## ■観音寺労働基準監督署

〒768-0060 観音寺市観音寺町甲 3167-1  
TEL 0875-25-2138



管轄区域：観音寺市、三豊市

## ■東かがわ労働基準監督署

〒769-2601 東かがわ市三本松 591-1 3階  
TEL 0879-25-3137



管轄区域：さぬき市、東かがわ市

# 公共職業安定所(ハローワーク)の所在地と管轄

## ■ハローワーク高松

〒761-8566 高松市花ノ宮町 2-2-3  
TEL 087-869-8609



管轄区域：高松市、香川郡、木田郡

## ■ハローワーク高松しごとプラザ高松

〒760-0029 高松市丸亀町13-2 1~2階  
TEL 087-823-8609



管轄区域：高松市、香川郡、木田郡

## ■ハローワーク丸亀

〒763-0033 丸亀市中府町 1-6-36  
TEL 0877-21-8609



管轄区域：丸亀市、善通寺市、仲多度郡

## ■ハローワーク坂出

〒762-0001 坂出市京町 2-6-27 2階  
TEL 0877-46-5545



管轄区域：坂出市、綾歌郡

## ■ハローワーク観音寺

〒768-0067 観音寺市坂本町 7-8-6  
TEL 0875-25-4521



管轄区域：観音寺市、三豊市

## ■ハローワークさぬき

〒769-2301 さぬき市長尾東 889-1  
TEL 0879-52-2595



管轄区域：さぬき市

## ■ハローワークさぬき東かがわ出張所

〒769-2601 東かがわ市三本松 591-1 1階  
TEL 0879-25-3167



管轄区域：東かがわ市

## ■ハローワーク土庄

〒761-4104 小豆郡土庄町甲 6195-3  
TEL 0879-62-1411



管轄区域：小豆郡